

「弟子屈町国民保護計画」

令和元年9月3日
北海道弟子屈町

《改正の経過》

1. 新規作成・・・・・・・・平成 19 年 2 月 26 日 知事承認

平成 19 年 3 月 6 日 施行

2. 一部改正・・・・・・・・平成 31 年 3 月 19 日 国民保護協議会で議決

令和元年 7 月 17 日 知事承認

令和元年 9 月 3 日 施行

目 次

第1編 総論

第1章	計画の目的、構成等	1
1	計画の目的	1
2	計画の構成	1
3	計画の見直し、変更手続き	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	2
第3章	基本用語の説明	3
第4章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	国民保護措置の基本的な仕組み	5
2	道・町の責務	5
3	各機関の事務または業務	6
第5章	町の地理的、社会的特徴	8
1	地形	8
2	気候	8
3	人口分布	8
4	道路の位置等	9
5	鉄道の位置等	9
第6章	町国民保護計画が対象とする事態	10
1	武力攻撃事態	10
2	緊急処理事態	11
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	町における組織・体制の整備	13
1	町の各課等における平素の業務	13
2	町職員の参集基準等	13
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る窓口等	18

第2章	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	19
2	道との連携	19
3	近接市町村との連携	19
4	指定公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3章	通信の確保	20
第4章	情報収集・提供等の体制整備	21
1	基本的考え方	21
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	25
1	避難に関する準備事項	25
2	避難実施要領のパターンの作成	26
3	救援に関する基本的事項	26
4	運送業者の輸送力・輸送施設の把握等	26
5	避難施設の指定への協力	26
第3章	生活関連等施設の把握等	28
1	生活関連等施設の把握等	28
2	町が管理する公共施設等における警戒	28
第4章	備蓄等	29
1	町における備蓄	29
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	29
第5章	研修及び訓練	30
1	研修	30
2	訓練	30
第6章	啓発	32
1	国民保護措置に関する啓発	32
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	32
第3編	武力攻撃事態等への対処	33
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	33
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	33

2	事態認定後における緊急事態連絡室及び国民保護対策本部の設置及び初動措置	3 4
3	職員の招集	3 4
4	初動措置の確保	3 4
5	関係機関への支援の要請	3 4
6	緊急事態連絡室等の設置	3 4
7	国民保護対策本部への移行に関する調整	3 5
8	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3 6
第2章	町対策本部の設置等	3 7
1	町対策本部の設置	3 7
2	通信の確保	4 1
第3章	関係機関相互等との連携	4 2
1	国・道の対策本部との連携	4 2
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	4 2
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	4 2
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	4 3
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	4 3
6	町の行う応援等	4 3
7	ボランティア団体等に対する支援等	4 4
8	住民への協力要請	4 4
第4章	警報及び避難の指示等	4 5
第1	警報の伝達等	4 5
1	警報の内容の伝達等	4 5
2	警報の内容の伝達方法	4 5
3	緊急通報の伝達及び通知	4 6
4	警報の解除	4 6
第2	避難の指示等	4 6
1	知事から示される避難指示の内容	4 6
2	町長が行う避難指示の伝達	4 6
3	地域の特性に基づく避難の留意点	4 6
4	事態想定ごとの避難の留意点	4 6
5	NBC攻撃の場合	4 7
6	避難住民の誘導	4 8
第3	避難実施要領	4 9
1	避難実施要領の策定	4 9
2	避難実施要領に定める事項	4 9
3	避難実施要領作成の際の主な留意事項	4 9

4	避難実施要領の策定の際における考慮事項	51
5	国の対策本部長による利用指針の調整	51
6	避難実施要領の内容の伝達等	51
7	避難住民の誘導	51
第4	避難所等における警察による安全確保等	55
第5章	救援	56
1	救援の実施	56
2	関係機関との連携	56
3	救援の内容	57
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	59
5	救援の際の物資の売渡し要請等	59
第6章	安否情報の収集・提供	61
1	安否情報システムの利用	61
2	安否情報の収集	61
3	道に対する報告	62
4	安否情報の照会に対する回答	62
5	日本赤十字社に対する協力	62
第7章	武力攻撃災害への対処	63
第1	生活関連等施設の安全確保等	63
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	63
2	武力攻撃災害の兆候の通報	63
3	生活関連等施設の安全確保	63
4	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	64
第2	NBC攻撃による災害への対処等	66
第3	応急措置等	68
1	事前措置	68
2	退避の指示	68
3	警戒区域の設定	69
4	応急公用負担等	69
5	消防に関する措置等	70
第8章	被災情報の収集及び報告	72
第9章	保健衛生の確保その他の措置	73
1	保健衛生の確保	73
2	廃棄物の処理	73
3	文化財の保護	73

第 10 章 国民生活の安定に関する措置	75
1 生活関連物資等の価格安定	75
2 避難住民等の生活安定等	75
3 生活基盤等の確保	75
4 指定地方公共機関による生活基盤等の確保	75
第 11 章 交通規制	76
第 12 章 特殊標章等の交付及び管理	77
1 特殊標章等の意義	77
2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	77
3 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	78
第 4 編 復旧等	79
第 1 章 応急の復旧	79
1 応急復旧の基本的考え方	79
2 公共的施設の応急の復旧	79
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	80
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	81
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	81
2 損失補償及び損害補償	81
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	81
第 5 編 緊急処理事態への対処	82
1 緊急処理事態	82
2 緊急処理事態における警報の通知および伝達	82
資料編	83
資料 1 弟子屈町国民保護協議会条例（平成 18 年 3 月 10 日）	85
資料 2 指定公共機関及び指定地方行政機関	86
資料 3 関係機関の連絡先	87
資料 4 物資の調達に関する応援協定書	89
資料 5 指定避難施設	95
資料 6 弟子屈町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例	96

第1編 総論

第1章 計画の目的、構成等

弟子屈町（以下「町」という。）は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の国民保護に関する計画の目的、構成等を定める。

1. 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年12月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道（以下「道」という。）の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）に基づき、次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

- (1) 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 町が実施する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (5) 国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (6) 上記に掲げるもののほか町の区域に係る国民保護措置に関し町長が必要と認める事項及び緊急処保護措置の実施に関し必要な事項

2. 計画の構成

弟子屈町国民保護計画（以下「町国民保護計画」という。）は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編

3. 計画の見直し、変更手続き

- (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、弟子屈町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

- (2) 町国民保護計画の変更手続き

町国民保護計画の変更にあたっては、計画策作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、弟子屈町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議しその同意を得た後、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第5条で定める軽微な変更については、弟子屈町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要

しない。)

資料1「弟子屈町国民保護協議会条例（平成18年3月10日）」

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。町が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項についての基本方針は、次のとおりである。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行うものとし、いやくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 放送の自律に対する特別な配慮

町は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(5) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、町民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(8) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、他市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(9) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(注) 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 基本用語の説明

町国民保護計画で使用する主な用語の意義について、以下のように定める。

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づき政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が事態対処法の規定に基づいて実施する措置をいい、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する侵害排除活動及び国民保護措置などがある。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
国の対策本部	事態対処法に基づき対処基本方針を定められたときに、内閣に設置する事態対策本部をいう。
国の対策本部長	事態対処法に基づく国の対策本部長をいい、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、あらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護計画	指定行政機関、都道府県及び市町村が、それぞれ実施する国民保護措置

	の内容及び実施方法などに関して政府の定める基本指針に基づき定める「国民の保護に関する計画」をいう。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
地方公共団体	普通地方公共団体である都道府県及び市町村と特別地方公共団体である特別区、地方公共団体の組合などをいう。
指定行政機関	事態対処法及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公的事业を営む法人をいう。
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公的事业を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、それぞれ実施する国民保護措置の内容及び実施方法などに関して定める「国民の保護に関する業務計画」をいう。
道対策本部	国民保護法に基づき、道が設置する都道府県国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する都道府県を指定する。
道対策本部長	道対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、知事をもって充てる。
市町村対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
市町村対策本部長	市町村の対策本部長をいい、国民保護法に基づき、市町村長をもって充てる。
NBC 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティーボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。
武力攻撃 原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自らで守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。

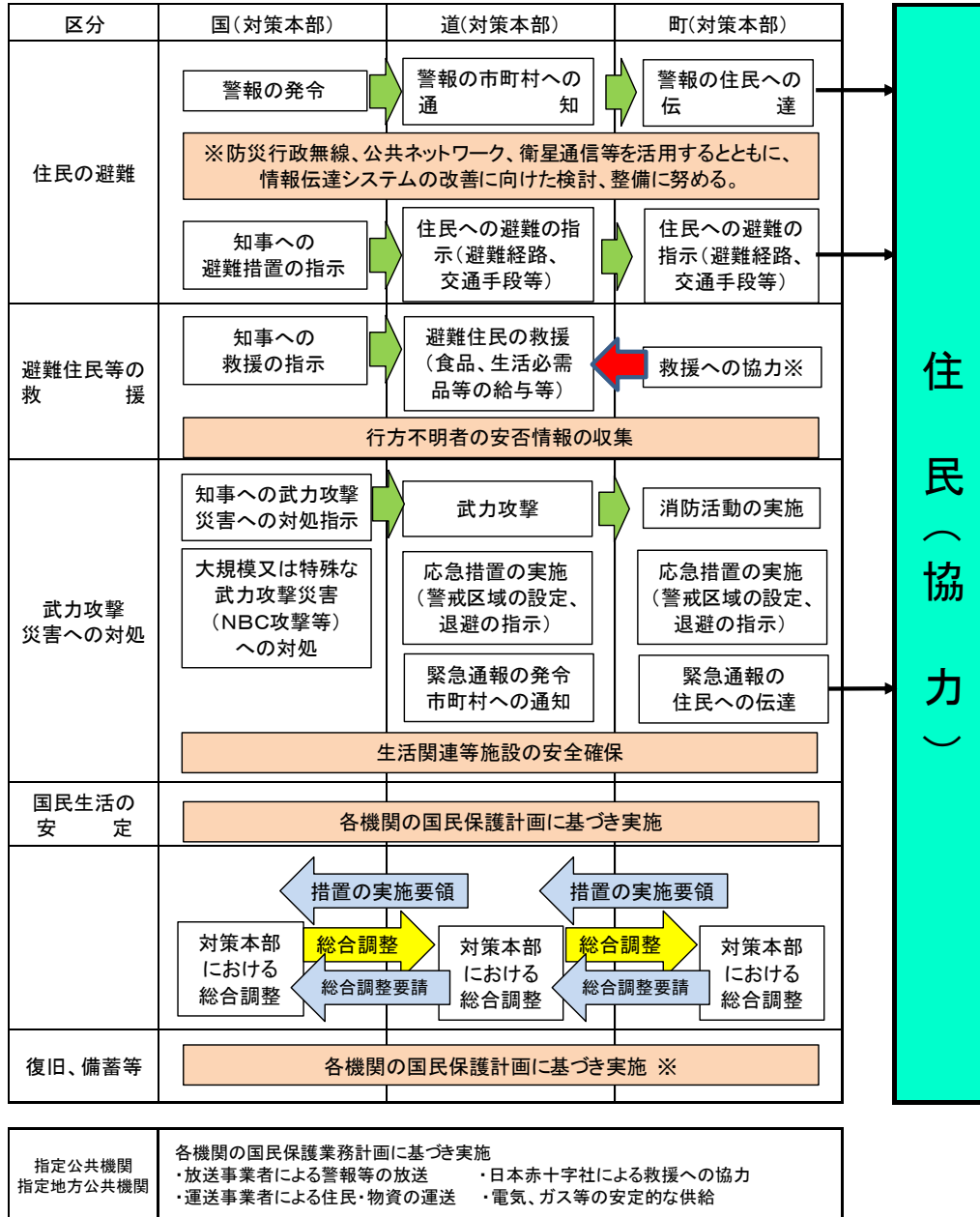
第4章 道、市町村等の責務及び事務又は業務の大綱等

1. 国民保護措置の基本的な仕組み

武力攻撃事態等においては、国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国全体として万全の態勢の下、国民保護措置を実施することとされている。

武力攻撃事態等における国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関それぞれの国民保護措置等の基本的な仕組みについては、以下のとおり。

【国民保護措置の全体の仕組み】（北海道国民保護計画より）



国、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が相互に連携

2. 道、町の責務

道、町、指定公共機関及び指定地方公共機関の責務は、次のとおりである。

(1) 道の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、道が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、道の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、町が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 指定公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施するものとされている。

(4) 指定地方公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する。

3. 各機関の事務または業務

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

○ 道の事務または業務

機関名	事務または業務
知事等	1 北海道国民保護計画の作成 2 北海道国民保護協議会の設置、運営 3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄 12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 町の事務又は業務

機関名	事務又は業務
町長等	1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 町国民保護対策本部及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力

	<p>その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</p> <p>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、武力攻撃原子力災害への対処、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</p> <p>8 水の安定的供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</p> <p>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</p> <p>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p>
--	---

※ 「武力攻撃原子力災害への対処」については、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 7 条第 2 項に記載されている市町村長及び関係周辺市町村長が該当
 なお、事業所外運搬に係る事実の発生の場合については、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長が該当

○ 消防機関の事務又は業務

機関名	事務又は業務
消防本部 及び 消防署	<p>1 国民保護計画の作成への協力</p> <p>2 国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加</p> <p>3 国民保護対策本部及び緊急事態連絡室等への参加</p> <p>4 組織の整備及び町等の実施する訓練への協力及び参加</p> <p>5 町の実施する警報等の伝達、及び避難実施要領の策定への協力、避難住民の誘導、消防団等関係機関との連携調整その他の住民の避難に関する措置の実施</p> <p>6 武力攻撃災害への対処（救急・救助含む。）</p> <p>7 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</p> <p>8 住民の避難誘導に関すること</p>

○ 指定公共機関及び指定地方行政機関 「資料編 資料 2」

○ 関係機関の連絡先 「資料編 資料 3」

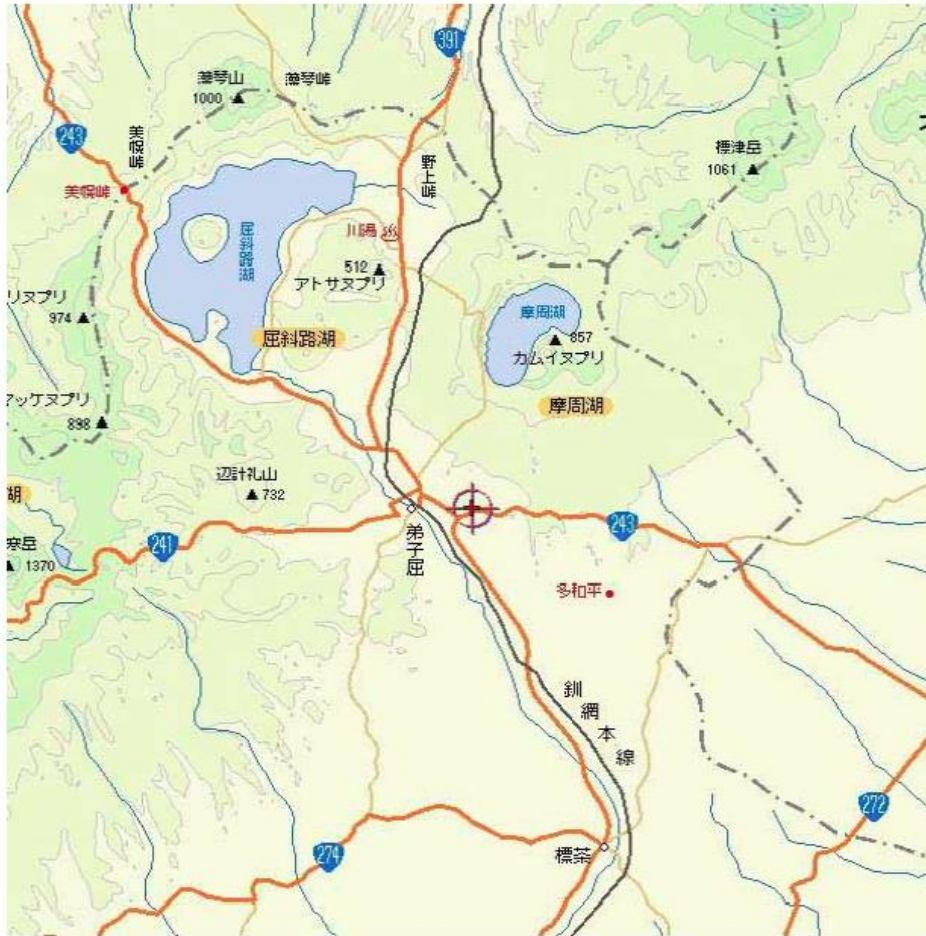
第5章 町の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等は、各地域の地理的、社会的状況により、その形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。

町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等を次のとおり考察する。

1. 地形

本町は釧路総合振興局の北部に位置し、東経144度13分から144度36分、北緯43度23分から43度42分の地点にあり、西北面は高峻なる山脈をもってオホーツク総合振興局管内に接し、東は根室高原に連なり、南は標茶町を経て釧路湿原に隣接している。



2. 気候

一般に冷涼な気候で年間平均気温は4.9℃、降雪量は1月に約130cmと比較的少ないため土壌の凍結度が著しく、12月から3月までの平均気温はすべて氷点下であるが冬期は太平洋側の天候に準ずるため、晴天の日が多い。

降雨は、7月～10月に多い。また初霜、晩霜は年により変動が多く霜害を被ることがある。

3. 人口分布（平成31年12月末日現在）

人口は7,255人であり、町の中心部（中央、朝日、泉、桜丘、高栄、美里、湯の島、鈴蘭、摩周地区）に集中しており全体人口の約64.3%を占める4,663人となっている。次いで川湯地区が約15.7%の1,140人、屈斜路及びその他地区で20%の1,452人となっている。年齢構成については、40才～59才が全体の25.7%、60才～79才が34.4%を占めているのに対し、0才～19才が13.2%、20才～39才が14.6%と減少傾向、さらには80才以上が12.3%を占めるなど、社会的現象の高齢化が本町においても進行していると考えられる。

4. 道路の位置等

本町の幹線道路として国道241号、243号、391号が東西南北に通じており、道東地域の交通の拠点となっており、100km圏内に釧路、中標津、女満別空港がある。

また、東は中標津町、西は釧路市、南は標茶町、北は美幌町に繋がっている。



5. 鉄道の位置等

鉄道は、釧網本線が、釧路市から網走市まで通じており、町内には南弟子屈駅、摩周駅、美留和駅、川湯温泉駅の4駅があるが、有人駅は摩周駅のみであり、その他は全て無人駅である。



第6章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1. 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には、特に目標となりやすいと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力事業所などに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、たとえば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティーボムが使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、道及び道警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など、時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

- (ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは

極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

- (イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

- (ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- (イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- (ウ) なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- (エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2. 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、国の基本指針に基づき、道国民保護計画において想定されている事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

(イ) 被害の概要

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物・ライフラインが被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

大規模集客施設・駅、列車等の爆破

(イ) 被害の概要

爆破による人的被害が発生し、建物の崩壊及び火災が発生した場合には被害は多大になる。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地・浄水場等に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

a 放射性物質等

ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。小型核爆弾による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線による熱傷、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による放射線障害等である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

a 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

b 弾道ミサイル等の飛来

(イ) 被害の概要

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1. 町の各課における平素の業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

町の各課における国民保護措置における平素の業務について、「別表1」により定める。

2. 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、弟子屈消防署との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに町長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を「別表2」により定める。

(4) 職員等への連絡手段の確保

町の管理職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携帯するなど、電話及びメール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

町の管理職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の代わりの職員を代替職員として定めておき、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。なお、町対策本部長、町対策副本部長の代替職員については、以下のように定める。

●町対策本部長、町対策副本部長の代替職員

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
町対策本部長	副町長	総務課長	まちづくり政策課長
町対策副本部長	総務課長	まちづくり政策課長	環境生活課長

(6) 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保及びその他の職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄及び調達

ウ 非常用発電機の確保と取扱いについての引継ぎ

エ 職員が仮眠できる部屋（職員厚生室）の確保

●別表1 「町の各課における平素の業務」

部	課等名	事態発生時の初動業務
総務	◎ 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・町国民保護協議会の運営に関する事 ・町国民保護計画に関する事 ・町国民保護対策本部及び町緊急事態連絡室に関する事 ・対策本部職員の管理に関する事 (職員の非常招集、勤務時間管理、家族の状況把握等) ・避難実施要領の策定に関する事 ・避難施設の指定に関する事 ・町保有車両の運行統制に関する事 (生涯学習バス、スクールバスも統一運用する) ・警報の通知及び緊急通報の発令に関する事 ・国民保護の情報収集に関する事 ・関係機関との連絡調整に関する事 ・通信手段の整備に関する事 ・庁舎内ネットワークに関する事 ・庁舎内非常電源に関する事 ・特殊標章(赤十字標章を除く)及び身分証明書の交付等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事
	議会事務局 (監査事務局含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員との連絡調整に関する事 ・その他、総務課の支援
対策	まちづくり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との調整に関する事 ・記者会見、記者説明等に関する事 ・外国公館との連絡調整に関する事 ・電力の安定供給に関する事 ・通信手段の整備、確保に関する事 ・行動記録に関する事 ・国民保護対策予算、その他財政に関する事
	摩周観光文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の収容に関する事(文化センターを避難所として開設する場合)
部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関する事 ・避難所開設及び避難者対応の全般統制に関する事 ・行方不明者及び安否情報の収集、整理に関する事 ・運送事業者(バス協会、トラック協会)への要請(車両等の確保、避難住民、緊急物資の運送等)及び連絡調整に関する事 ・住宅等の被害状況調査に関する事 ・被災者の町税の減免に関する事 ・その他、総務課の支援
	川湯支所	<ul style="list-style-type: none"> ・川湯地区の避難者誘導に関する事 ・被災者情報の収集及び報告に関する事 ・その他、総務課の指示による

部	課等名	事態発生時の初動業務	
住民福祉対策部	◎ 環境生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導に関する事 ・弟子屈町自治会連合会との調整に関する事 ・人的被害調査に関する事 ・炊出し及び食品等の給付に関する事 ・防疫及び環境衛生に関する事 ・廃棄物の処理に関する事 	
	健康子ども課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難誘導に関する事 ・避難行動要支援者との連絡確保及び相談に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡調整に関する事 ・救急薬品の供給確保に関する事 ・災害時の医療及び助産に関する事 ・被災者の健康管理に関する事 ・認定子ども園、保育園の避難誘導に関する事
	福祉課		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設・運営に関する事 ・介護福祉施設、ケアマネージャー等との連絡調整に関する事 ・日本赤十字との連絡調整に関する事 ・ボランティアの受け入れ、調査及び社会福祉協議会との連絡調整に関する事 ・救援物資の調達・給付に関する事
	倅和園	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の避難誘導に関する事 ・状況により、福祉避難所の運営に関する事 ・その他、福祉課の支援 	
経済対策部	農林課 (農業委員会含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係団体との連絡調整に関する事 ・家畜対策に関する事 ・林務関係団体との連絡調整に関する事 ・水産関係団体との連絡調整に関する事 	
	◎ 観光商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設入場者の避難誘導に関する事 ・商工会、観光協会等との連絡調整に関する事 ・避難者の収容に関する事 (道の駅を避難所として開設した場合) 	
	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・河川等の対策・復旧に関する事 ・建設関係団体との連絡調整に関する事 ・道路、橋の通行規制に関する事 ・被災者住宅の再建支援に関する事 ・住宅融資などの相談窓口の開設に関する事 	
	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の安全確保に関する事 ・非常応急給水に関する事 ・上下水道の確保に関する事 	

部	課等名	平素の業務及び事態発生時の初動業務
文教対策部	◎ 管 理 課 (給食センター含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への警報伝達体制の整備に関する事 ・児童、生徒の安全確保に関する事 ・文教施設等の保全に関する事 ・学校を避難所として開設する場合の学校との連絡調整に関する事 ・弟子屈高校を避難所として開設する場合の弟子屈高校との連絡調整に関する事
	社 会 教 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の確保及び非常時の炊出しに関する事 ・文化財の保護に関する事
出納対策部 (出納室)		<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置の実施に要する出納に関する事

※◎は、部の代表として、各課を統括する。

●別表2 「国民保護事態発生時の町職員参集基準」

状況	略称	体制区分	事態の内容	具体的な業務	参集範囲
事態認定前	1種警戒	情報所	【総務課防災情報係での対応】 ・武力攻撃等の兆候があり、その為の情報収集が必要な場合 ・ミサイル発射の兆候があり、その為の情報収集が必要な場合 ・ミサイルが発射され、引き続き情報収集等が必要な場合	・情報収集 ・関係者への情報伝達	・総務課長以下防災情報係等が参集 ・必要により総務課の必要な職員が参集
	1種初動		【総務課全員と各課長等での対応】 ・武力攻撃等の兆候があり、具体的な避難計画策定のための情報収集が必要な場合 ・ミサイルが発射され、情報収集等の為に増員が必要な場合	・情報収集 ・関係者への情報伝達 ・緊急事態連絡室又は国民保護対策本部設置の判断	総務課全員及び各課長とその指名する職員が参集
	2種	緊急事態連絡室	【各課の所要の職員での対応】 ・武力攻撃等の可能性が高まり、避難準備が必要と判断される場合 ・ミサイルが発射され、様々な対応が必要と判断される場合	・情報収集の継続 ・関係者への情報伝達の継続 ・国民保護対策本部設置の判断 ・拡大防止のための処置 ・被災者救護の為の応急措置又はその準備 ・避難所開設検討 ・地域外への移送検討	各課管理職及び被害拡大防止に必要な職員が参集
事態認定後	1種初動	情報所	【総務課全員と各課長等での対応】 ・武力攻撃等の兆候があり、具体的な避難計画策定のための情報収集が必要な場合	・情報収集 ・関係者への情報伝達 ・緊急事態連絡室又は国民保護対策本部設置の判断	総務課全員及び各課長とその指名する職員が参集
	2種	緊急事態連絡室	【各課の所要の職員での対応】 ・武力攻撃等の可能性が高まり、避難準備が必要と判断される場合 ・ミサイルが北海道の近傍に着弾し、今後の対策が必要と考えられる場合 ・ミサイルが北海道以外に着弾し、続いて発射する可能性がある場合	・情報収集の継続 ・関係者への情報伝達の継続 ・国民保護対策本部設置の判断 ・拡大防止のための処置 ・被災者救護の為の応急措置 ・避難所開設検討 ・地域外への移送検討	各課管理職及び被害拡大防止に必要な職員が参集
	3種	国民保護対策本部	【全職員での対応】 ・武力攻撃等の可能性が極めて高く、政府が避難指示を出した場合 ・道内にミサイルが着弾し、避難対策が必要と判断される場合	・情報収集の継続 ・関係者への情報伝達の継続 ・拡大防止のための処置 ・被災者救護措置 ・避難所での活動 ・地域外への移送措置	全職員が参集

3. 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、町における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、署員の参集基準を定める。その際、町は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、道と連携し地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

4. 国民の権利利益の救済に係る窓口等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る以下の手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【住民等の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

項目	救済内容	担当課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	観光商工課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	観光商工課
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	税務課
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・第5項)	まちづくり政策課
	車両等の破損措置に関する事。 (法第155条第2項において準用する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3第2項後段)	総務課
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事。 (法第85条第1・2項)	健康こども課
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	まちづくり政策課
	医療の実施の要請等によるもの。 (法第85条第1・2項)	健康こども課
不服の申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、町文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。町は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関

して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備の在り方について定める。

1. 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、町国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2. 道との連携

(1) 道の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき道の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、道と必要な連携を図る。

(2) 道との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、道との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の道への協議

町は、道との国民保護計画の協議を通じて、道の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 道警察との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、道警察と必要な連携を図る。

3. 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

町は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4. 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておくものとする。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークとの広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

協定名称	応援の内容	手続き
自然災害及び武力攻撃事態等発生時における物資の調達に関する応援協定書	物資の調達及び供給	弟子屈町商工会との協定書による
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	石油類燃料の優先的供給	釧根地方石油業協同組合弟子屈支部との協定書による
弟子屈町所管施設等における災害等時の支援に関する協定書	災害等発生時における施設等応急対策支援	弟子屈建設業協会との協定書による

詳細は、資料4参照

5. ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災のための連携体制を踏まえ、弟子屈町赤十字奉仕団、社会福祉協議会、日赤奉仕団弟子屈支部及びその他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るよう努める。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された北海道地方非常通信協議会との

連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運用・管理、整備等を行う。

施設・設備運用面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、道対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。	

<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2. 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 情報伝達体制の整備

町は、防災行政無線、登録制ライン、広報車並びに消防団及び自主防災組織や町内会等の地域コミュニティーを通じた伝達等によるほか、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、総合行政ネットワーク(LGWAN)等を的確に運用できるように管理・整備するとともに、定期的な訓練に参画して、いつでも住民へ情報を速達できるようにするものとする。

(3) 警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 多数の者が利用する大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、道から警報の内容の通知を受けたときに町長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用または居住する施設について、道との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

町は、道と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

町は、国が整備する「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」(通称「安否情報システム」)等を活用して、安否情報の収集、整理及び提供に努めるものとする。

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、道に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1. 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2. 死亡住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、道の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握し、別表「被災情報の報告様式」により被災情報を把握するものとする。

【別表「被災情報の報告様式」】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分

弟子屈町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市〇〇町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入する。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 要

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1. 避難に関する準備事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

また、本町は積雪寒冷地であるため、積雪により道路が寸断され、地域が孤立する状況が生じるおそれがあることにかんがみ、道路の除雪及び閉鎖状況の照会先や冬季における交通機関の輸送体制等の把握については特に留意する。

【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- ゼンリンと協定した住宅地図及び全町図
人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ
- 区域内の道路網のリスト
避難経路として想定される国道、道道、町道の道路のリスト
- 輸送力のリスト
 - ・ 鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ
 - ・ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ
- 避難施設のリスト 資料5による。
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト【参照 弟子屈町地域防災計画の別途計画書】
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、道、民間事業者等）の連絡先一覧
- 自治会の連絡先等一覧（環境生活課が保管しているものによる。）
- 避難行動要支援者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、福祉課を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の避難支援プランを活用することが重要である（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月）参照）。避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要

援護者を特定し、福祉関係課と防災関係課が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2. 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3. 救援に関する基本的事項

(1) 道との調整

町は、道から救援の一部の事務を当該町において行うこととされた場合や、町が道の行う救援を補助する場合にかんがみて、町の行う救援の活動内容や道との役割分担等について、自然災害時における町の活動状況等を踏まえ、あらかじめ道と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、道と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

また、本町が積雪寒冷地であることにかんがみ、冬期における救援を考慮して、暖房器具や自家発電機の備蓄状況又は調達体制等の把握については特に留意する。

4. 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、道と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

特に、冬季の道路においては、積雪による幅員の減少や、閉鎖となる区間が生じることを踏まえ、冬季における鉄道を活用した運送の実施体制について検討を行う。

(1) 運送事業者の輸送能力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、道が保有する当該町の区域の輸送に係る運送事業者の輸送能力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア 輸送力に関する情報

(ア) 保有車輛等（鉄道、定期・路線バス、飛行機等）の数、定員

(イ) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ 輸送施設に関する情報

(ア) 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）

(イ) 鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(ウ) 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、道が保有する当該町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5. 避難施設の指定への協力

町は、道が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情

報を提供するなど道に協力する。町は、道が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、道と共有するとともに、道と連携して住民に周知する。(資料3参照)

第3章 生活関連等施設の把握等

1. 生活関連等施設の把握等

町は、その区域内に所在する生活関連等施設について、道を通じて把握するとともに、道との連絡体制を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管道担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管道担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	総務部 危機対策局
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省	
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

2. 町が管理する公共施設等における警戒

町は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、道の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、道警察との連携を図る。

第4章 備蓄等

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1. 町における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

食料、飲料水、被服、毛布、医薬品、仮設テント、燃料など、住民の避難や避難住民等の救援の実施に当たり必要な物資及び資材で、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、弟子屈町地域防災計画で定めている備蓄品目や備蓄基準等を踏まえ備蓄し、又は調達体制を整備する。

また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材についても備蓄し、又は調達体制を整備する

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、町としては、国及び道の整備の状況等も踏まえ、道と連携しつつ対応する。

(3) 道との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、道と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2. 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、または点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、町における研修及び訓練の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、道等が主催する研修会等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、道等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、道と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、道、自衛隊、警察の職員等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2. 訓練

(1) 町における訓練の実施

町は、近隣市町村、道、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となる

よう配慮する。

オ 町は、道と連携し、学校、病院、駅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 町は、道警察と連携し、避難訓練等における交通規制等の実施について留意する。

第6章 啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び道と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの講演会等を実施するように努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び安全対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行うよう努める。

2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、町は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形での攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくものとする。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、次のように定める。

資料6 「弟子屈町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例（平成18年3月10日）」

1. 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 情報所の設置

ア 第1種警戒

(ア) 事態

- a 武力攻撃等の兆候があり、その為の情報収集が必要な場合
- b ミサイル発射の兆候があり、その為の情報収集が必要な場合
- c ミサイルが発射され、引き続き情報収集が必要な場合

(イ) 対応者

総務課長以下、防災情報係を主とする者とし、必要により、その他の総務課職員で構成

(ウ) 対応

情報所における情報収集と関係者への情報伝達

イ 第1種初動

(ア) 事態

- a 武力攻撃等の兆候があり、具体的な避難計画策定の為の情報収集が必要な場合
- b ミサイルが発射され、情報収集の為に増員が必要な場合

(イ) 対応者

総務課全員及び各課長等とその指名する職員で構成

(ウ) 対応

- a 情報所における情報収集と関係者への情報伝達
- b 緊急事態連絡室又は国民保護対策本部設置の判断

(2) 緊急事態連絡室の設置（第2種）

ア 事態

- (ア) 武力攻撃の可能性が高まり、避難準備が必要と判断される場合
- (イ) ミサイルが発射され、様々な対応が必要と判断される場合

イ 対応者

管理職全員及び各課長等が指名する職員で構成

ウ 対応

- (ア) 国民保護対策本部設置の判断

- (イ) 被害拡大防止と被災者救護の応急措置又はその準備
- (ウ) 避難所開設検討
- (エ) 地域外への移送検討

2. 事態認定後における緊急事態連絡室及び国民保護対策本部の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置（第2種）

ア 事態

- (ア) 武力攻撃の可能性が高まり、避難準備が必要と判断される場合
- (イ) ミサイルが北海道の近傍に着弾し、今後の対策が必要と判断される場合
- (ウ) ミサイルが北海道の近傍に着弾し、続いて発射する可能性がある場合

イ 対応者

管理職全員及び各課長等が指名する職員で構成

ウ 対応

- (ア) 国民保護対策本部設置の判断
- (イ) 被害拡大防止と被災者救護の応急措置
- (ウ) 避難所開設検討
- (エ) 地域外への移送検討

(2) 国民保護対策本部の設置（第3種）

ア 事態

- (ア) 武力攻撃等の可能性が極めて高く、政府が避難指示を発令した場合
- (イ) 道内にミサイルが着弾し、避難対策が必要と判断される場合

イ 対応者

全職員で構成

ウ 対応

- (ア) 被害拡大防止と被災者救護の応急措置
- (イ) 避難所での活動
- (ウ) 地域外への移送措置

3. 職員の参集

詳細は、第2編第1章2(3)別表2「国民保護事態発生時の町職員参集基準」による。

4. 初動措置の確保

町は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

町長は、国、道等から入手した情報を消防署へ提供して必要な指示を行うとともに、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、町に対して、市町村対策本部の設置の指定がなされた場合においては、町長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

5. 関係機関への支援の要請

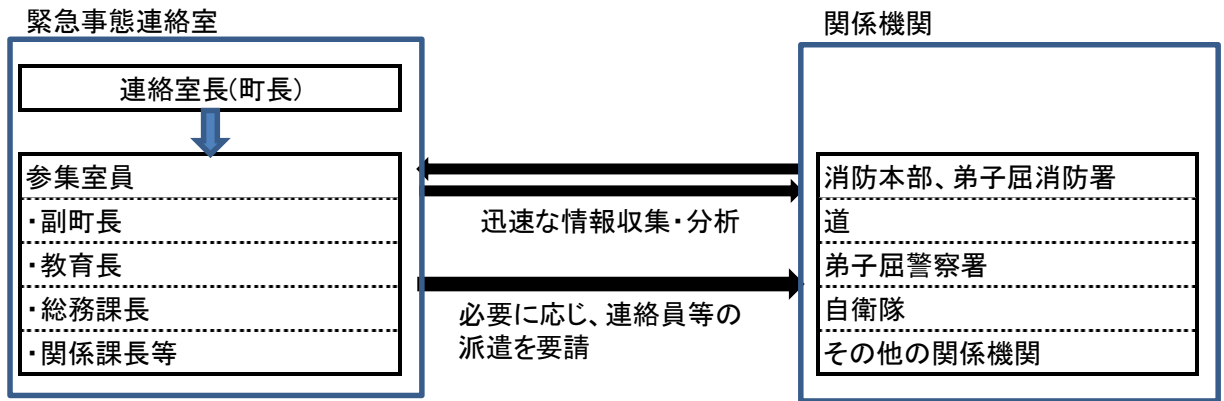
町長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、道や他の市町村等に対して支援を要請する。

6. 緊急事態連絡室等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、道及び道警察に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処す

るため、「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、町対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【町緊急事態連絡室の構成等】



※事態の推移に応じて体制を強化又は縮小する。

7. 国民保護対策本部への移行に関する調整

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、道から国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市町村の指定があった場合には、直ちに町国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は町対策本部に移行した旨を町関係課室に対し周知徹底する。

町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

【町対策本部への移行要領】

	事実覚知等	事実認定	本部設置指定 ※1
体制	町緊急事態連絡室		町国民保護対策本部体制
	<被害の態様が災対法上の災害に該当 ※2> 災対法に基づく災対本部が設置可能		
対処措置	消防法等に基づく措置 (例) 消防警戒区域設定、救急業務	国民保護法等に基づき措置	国民保護措置
	<被害の態様が災対法上の災害に該当> 災対法に基づく各種対処処置が可能 (例) 避難の指示、警戒区域設定、物件の除去	(例) 退避の指示、警戒区域の設定 本部設置前は本部設置指定要請	(例) 警報伝達、避難実施要領の作成 避難住民の誘導など

※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思うが、事態に応じて追加で本部設置する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

8. 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認を行い、当該町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1. 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、町対策本部に切り替え、緊急事態連絡室は廃止する。

ウ 町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員、町対策本部職員等に対し、通信機器として電話（携帯電話を含む）を活用し、町対策本部に参集するよう連絡する。

エ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、町役場委員会室に対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、町対策本部の設置場所について知事と協議を行う。

【代替対策本部の順位】

第1順位	弟子屈消防署
第2順位	摩周観光文化センター

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

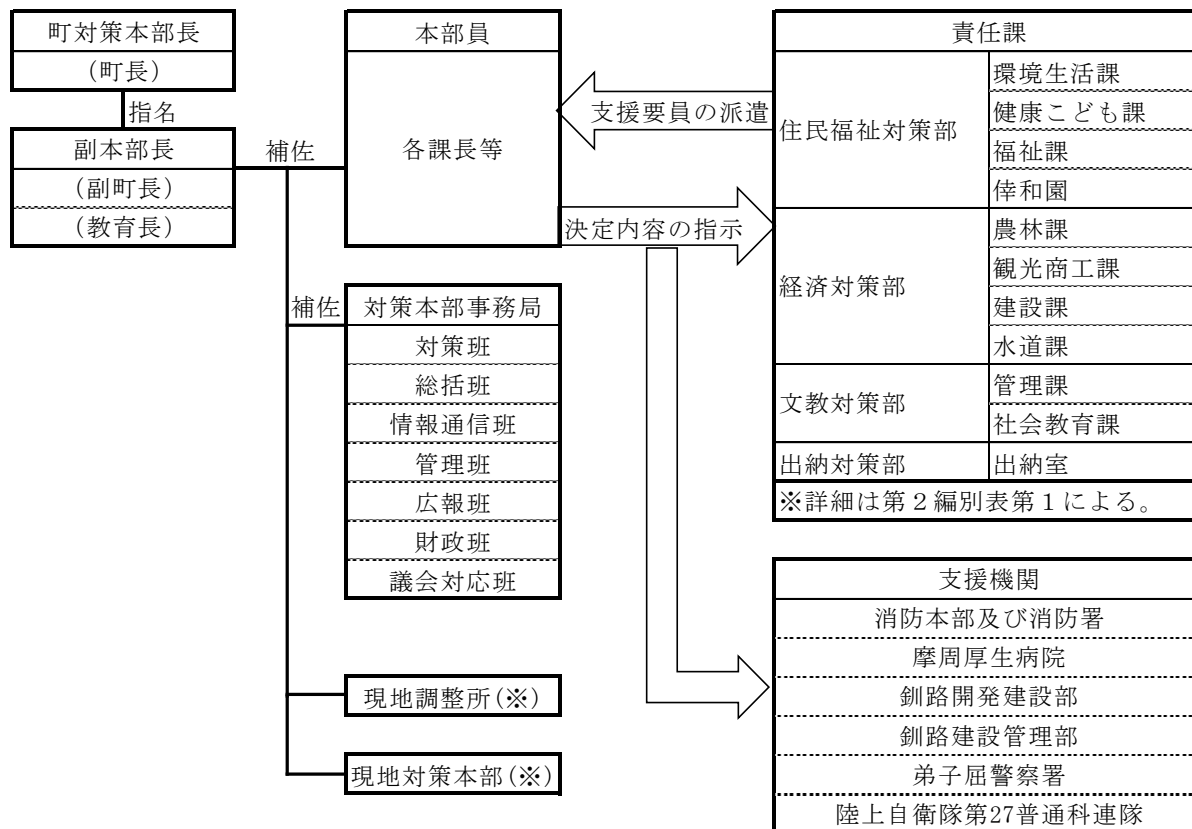
町長は、町が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとし、町対策本部における決定内容等を踏まえて、各課等において措置を実施するものとする。

また、町対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

町対策本部の組織及び機能



※現地調整所及び現地対策本部には、本部員及び支援機関から必要な機関（要員）を配置する。

(4) 消防機関における武力攻撃事態における業務

- ア 国民保護対策本部及び緊急事態連絡室等への参加
- イ 町の実施する警報等の伝達、及び避難実施要領の策定への協力、避難住民の誘導、消防団等関係機関との連携調整、その他の避難に関する措置の実施
- ウ 武力攻撃災害への対処（救急・救助含む。）
- エ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
- オ 住民の避難誘導に関すること

(5) 町対策本部における広報等

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」としてまちづくり政策課長を充てる。

イ 広報手段

①緊急速報メール、②インターネット・ホームページ、③テレビ・ラジオ放送、④記者会見、⑤記者説明、⑤広報誌のほか、問い合わせ窓口の設置（担当係を割り振る）等様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。

(ウ) 道と連携した広報体制を構築する。

エ 報道機関一覧

名 称	連 絡 先		
	住 所	電 話	F A X
北海道新聞 弟子屈支局	弟子屈町中央 2-8-15	015-482-2597	015-482-1034
釧路新聞 標茶支局	標茶町旭 2-8-22	015-485-3521	015-485-3678
朝日新聞 釧路支局	釧路市富士見 1-5-27	0154-41-5481	0154-41-5293
毎日新聞 報道部釧路	釧路市富士見 1-5-17	0154-41-4420	0154-41-3842
読売新聞 釧路支局	釧路市共栄大通 8-1-2	0154-22-4111	0154-25-0594
日本経済新聞社 釧路支局	釧路市北大通 12-1-4	0154-21-7060	0154-25-6331
共同通信社 釧路支局	釧路市黒金町 11-5-1	0154-22-3540	0154-22-8352
時事通信社 釧路支局	釧路市黒金町 7-3	0154-22-5763	0154-22-5718
NHK 釧路放送局	釧路市幣舞町 3-8	0154-41-0141	0154-42-3719
S T V 釧路放送局	釧路市緑ヶ岡 1-10-24	0154-41-9121	0154-42-5686
H B C 釧路放送局	釧路市城山 2-4-34	0154-41-5657	0154-41-3808
H T B 釧路支社	釧路市富士見 1-5-27	0154-41-6711	0154-41-6716
u h b 釧路支社	釧路市黒金町 11-5	0154-22-3420	0154-22-6941

(6) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、道等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地調整所の設置

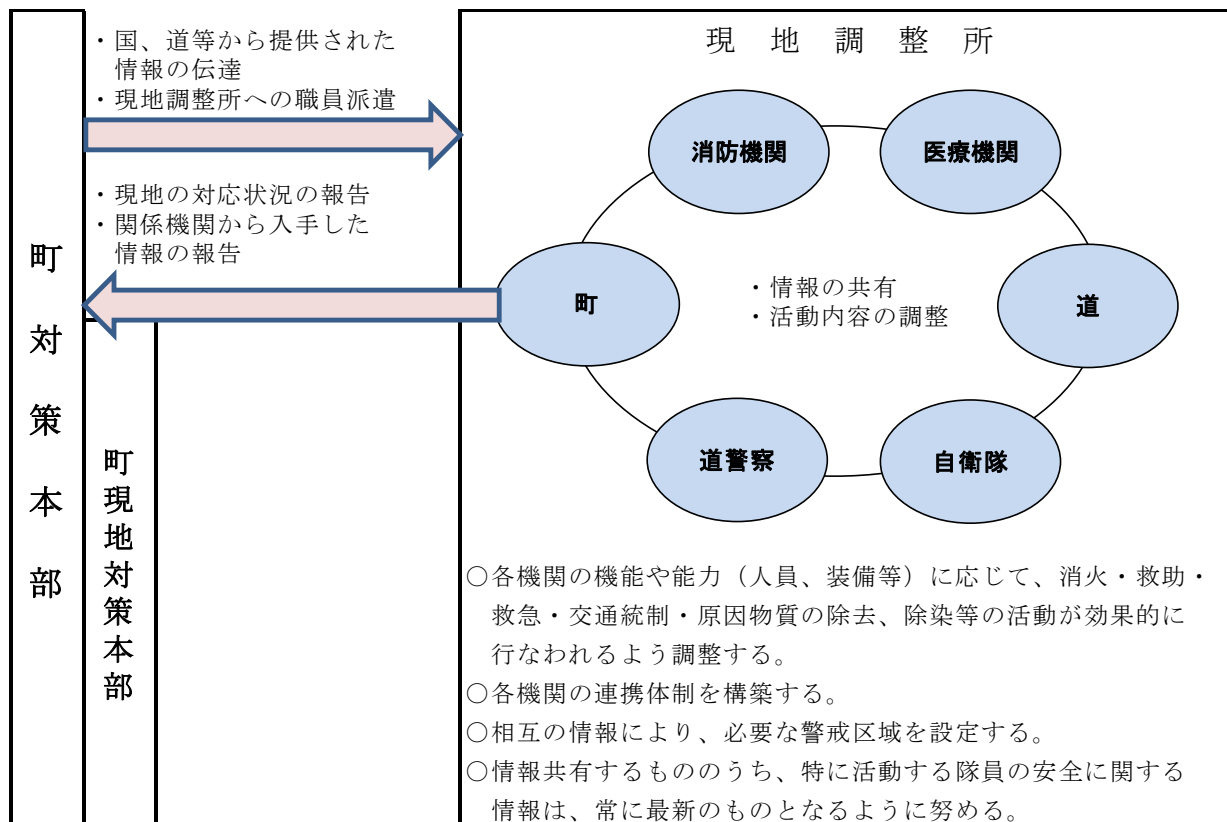
ア 町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（道、消防機関、道警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（または関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び調整を行う。

イ 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。

ウ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

エ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

【現地調整所の組織編成（一例）】



(8) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内的の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、当該町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 道対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、道対策本部長に対して、道並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は道対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、道対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容

等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2. 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、非常用携帯型ビジネスランシーバーの利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段の確保に努める。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関等との連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、道、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国・道の対策本部との連携

(1) 国・道の対策本部との連携

町は、道の対策本部を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・道の現地対策本部との連携

町は、国・道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運営を行う。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

町は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

町は、当該町の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するために特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方行政機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容をできる限り明らかにする。

3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊帯広地方協力本部長又は当町の協議会委員たる第27普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては北部方面総監、海上自衛隊にあっては大湊地方総監、航空自衛隊にあっては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。

(2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、町対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

(3) 要請の要求の内容等

要請の要求を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信手段により行い、事後において速やかに文書を提出する。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(4) 要請する主な活動内容

ア 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

イ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

ウ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

エ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア 町長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 道への応援の要求

町長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 町は、(1)の要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のための必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6. 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のあ

る場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、道に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7. ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

ボランティア団体等に依頼する活動内容として想定されるのは、主として次の内容が問あげられる。

ア 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助

イ 炊出しその他の救援活動の補助

ウ 高齢者、障害者等の介護、看護補助

エ 清掃及び防疫の補助

オ 物資、資材の運搬及び配分の補助

カ 被災建築物の応急危険度判定の補助

キ 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8. 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1. 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ確かな伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、当該町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町の公式Webサイト（<http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/01kurashi/>）に警報の内容を掲載する。

町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。

(3) 警報の解除

町は、道対策本部長から警報の解除の通知を受けたときは、警報の通知を受けたときと同様の措置を行う。

2. 警報内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合
この場合においては、原則として、広報車で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合
(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

(ウ) 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信され、消防のスピーカを通じて住民に周知される。また併せて携帯電話への緊急速報メールにも速達通達される。

(2) 町長は、消防署と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合において、消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、町は、弟子屈警察署、川湯駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、道警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮す

るものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係課との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

3. 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

4. 警報の解除

町は、道対策本部長から警報の解除の通知を受けたときは、警報の通知を受けたときと同様の措置を行う。

第2. 避難の指示等

1. 知事から示される避難指示の内容

- (1) 住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）
- (2) 住民の避難先となる地域（住民の避難経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）
- (3) 関係機関が講ずべき措置の概要
- (4) 主要な避難経路
- (5) 避難のための交通手段
- (6) その他避難の方法

2. 町長が行う避難指示の伝達

- (1) 町長は、避難の指示を受け次第、直ちに消防のスピーカ、消防及び役場の広報車等により、避難の指示を迅速に住民及び関係ある公私の団体へ伝達するよう努めるものとする。
- (2) 町長は、警報に準じて、町の他の執行機関、その他の関係機関に対し、避難の指示の迅速かつ確実な通知を行うものとする。
- (3) 避難は、自治会単位での避難となる可能性が高いことから、自治会長への伝達も行うものとする。

3. 地域の特性に基づく避難の留意点

- (1) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難
大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、町は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

- (2) 自家用車等使用の検討

他の市町村に避難するなど長距離の避難の場合、原則として鉄道、バス、船舶等によるものとするが、道内の市町村間の平均距離は本州の約2倍あり、移動距離が長くなること、公共交通機関が少ないことから、知事からは、風雪や豪雨等の悪天候などの気象状況や地域の実情に応じて、避難手段として自家用車等の活用を示されることがある。

この場合において、対象地域ごとに自家用車等使用可能時間を制限するなどの方法で、渋滞による二次被害を避ける手段を講じるとともに、道警察と自家用車等の使用に係る調整を行う。

4. 事態想定ごとの避難の留意点

武力攻撃事態の想定は多岐にわたることから、事態の種類によって避難の方法が大きく異なる。主な事態想定ごとの留意点は次のとおり。

- (1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ近傍の

コンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。これらの施設への避難のいとまが無い場合には、建物の窓から離れて頭部を保護する等の処置を行なう。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）又は道が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(2) 急襲的な航空攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 知事による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。

この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示も考慮する。

イ ゲリラによる急襲的な攻撃により、道の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

ウ 町長は、知事、道警察、海上保安庁及び自衛隊との間で適切な役割分担の下、避難住民の誘導を行うものとする。

エ 退避の指示

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、道の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合も想定されるが、その場合には、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避を指示するものとする。

(4) 着上陸侵攻の場合

ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、町の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国（道）の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つこととする。このため、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

イ このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくのは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究、検討を進めていくこととする。

5. NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、国（道）の対策本部長の指示の内容を十分に踏まえ、避難誘導する者の安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避け、皮膚の露出を極力抑えさせるなどに留意して避難の指示を行うものとする。

(1) 核攻撃等の場合

ア 核爆発に伴う熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、堅ろうな建物、地下施設等に避難し、放射性ヨウ素による体

内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示をすることとし、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させるものとする。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示するものとする。その場合、手袋、帽子、雨ガッパなどによって放射性降下物による外部被ばくを抑制し、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護し、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるものとする。

ウ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、放射能による被害をもたらすことから、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設又は堅牢なコンクリート製施設等に避難させるものとする。

エ 核攻撃等においては、道の支援を受けて、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。

イ ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることから、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。

イ 化学剤は、一般的に空気より重いいため、関係機関は、可能な限り高所に避難させるものとする。

6. 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町長は、知事から避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を作成し、その定めるところにより、町職員を指揮し、消防署長に要請して住民の避難誘導を行うものとする。

（避難実施要領については「第3. 避難実施要領」参照）

(2) 関係機関への避難住民の誘導の要請

町長は、町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等及び国民保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長に対して警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。また、この場合、町長は、その旨を知事に通知するものとする。

(3) 高齢者等への配慮

町長は、高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自治会等の協力を得ながら、平素からこれらの所在把握に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。

【避難誘導における各関係者の主な措置】

実施者	内 容
町長	①町職員を指揮し、消防署長に要請して避難住民を誘導 ②警察署長、海上保安部長等又は自衛隊の部隊等の長に対し避難誘導を要請 ③避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示
知事	①市町村長に対し必要な支援（避難住民に提供する食品等が不足する場合など） ②道職員を指揮し、避難誘導を補助（町長から要請のあった場合など） ③道職員を指揮し、避難住民を誘導（町長による避難誘導が行われない場合）
消防署員・ 消防団員	①避難住民の誘導 ②避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがある場合の警告又は指示 ③危険な場所への立入りを禁止し、その場所から退去をさせるなどの措置（警察官、海上保安官がその場にはいない場合）
警察官 海上保安官 自衛官(※)	町職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときに、町長の要請に基づき避難住民の誘導を行う。

(※) 上記の措置を実施出来る自衛官は、防衛出動もしくは治安出動を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた部隊等又は国民保護派遣を命ぜられた部隊等の自衛官をいう。

第3. 避難実施要領

町は、避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項の市町村国民保護計画の基準として定める。

1. 避難実施要領の策定

- (1) 町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事、警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考にしてあらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。
- (2) 町長は、第4章第1. 2「警報の伝達」の要領に準じて、避難実施要領の内容を住民及び関係のある公私の団体に的確かつ迅速に伝達するとともに、道などの関係機関に通知するものとする。

2. 避難実施要領に定める事項

- (1) 避難の経路、避難の手段、その他避難の方法に関する事項
- (2) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (3) 避難施設の名称、所在、連絡先など避難先地域の情報
- (4) 携行品、服装等住民に対する注意事項
- (5) その他避難の実施に関し必要な事項

3. 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- (1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：中央○丁目または××自治会等、解りやすい単位を避難の単位とする。)

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：●●小学校体育館等)

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：弟子屈小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。)

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：○月○日 15：20、15：40、16：00)

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、摩周駅より、○月○日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

(7) 町役場職員、消防署員・団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、町役場職員、消防署員・団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(8) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

(9) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、残留者の有無を速やかに確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

(10) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日18:00に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

(11) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

- (12) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

4. 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点を考慮する。

- (1) 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- (3) 避難住民の概数把握
- (4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- (5) 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
（道との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- (6) 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、道警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

5. 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、道を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、町長は、道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

6. 避難実施要領の内容の伝達等

町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に係る情報を的確に伝達するように努める。また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、町の区域を管轄する消防長、警察署長、自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

7. 避難住民の誘導

- (1) 町長による避難住民の誘導

町長は、避難実施要領で定めるところにより、当該町の職員を指揮するとともに、消防組合の管理者と協力して、避難住民を誘導する。この場合において、当該消防組合の管理者は、消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。また、町長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整

に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

【消防事務を共同処理（一部事務組合）】

消防事務を共同処理している当該消防機関は、当該町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされている。この場合、町長は、当該消防組合の管理者等に対し、当該消防組合の消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。このため、平素から当該町の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等に当たっては、当該消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合、町長は、その旨を知事に通知する。また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、町長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

町長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」に沿って対応を行い、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考えるものとする。ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難

難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

町は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(8) 残留者等への対応

町は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

町は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 道に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

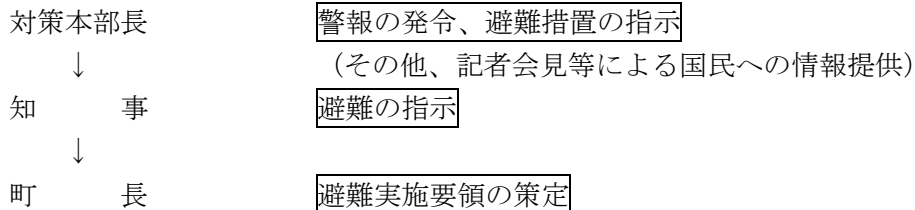
【弾道ミサイル攻撃の場合】

ア 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

(ア) 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、道、道警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施

設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

【着上陸侵攻の場合】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。このため、道計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

第4 避難所等における警察による安全確保等

警察は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

その為、町は警察署が行う活動に対し積極的に情報を提供するとともに、必要により共同パトロールを行って、地域の安全確保を図る。

第5章 救援

町長は、知事から、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置について知事と緊密に連携して行う必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1. 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、町長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容及び当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の供与

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、材木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

2. 関係機関との連携

(1) 道への要請等

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の都府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 避難住民の輸送または緊急物資の輸送の求め等

町長は、避難住民の輸送や緊急物資の輸送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に、これらの協力について要請を行う。

(5) 近隣住民やボランティア等への協力の求め

町長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等及び避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、当該救援に必要な援助について協力を要請する。

この場合において、町長は、その要請を受けて救援に必要な援助について協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

3. 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における道との連携

町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

町長は、1の(1)の通知があった場合において、次のアからコの事項のうち、実施することとされた救援に関する措置について、当該事務を行うこととされた期間、原則として現物支給により行う。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。

避難所の開設に当たっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、テント等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。)を供与する。なお、供与に当たっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設置を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

(イ) 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うに当たって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、必要に応じてプライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

(ウ) 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

(ア) 供給・調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水及び被服、寝具等生活必需品等の調達・確保に当たっては、災害時における食品等の調達方法等を活用して、避難生活が長期にわたること

が想定される武力攻撃事態等においてもこれらの食品等が円滑に調達・確保できるよう、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

(イ) 給与又は貸与の実施

給与又は貸与を実施するに当たって、提供対象人数及び世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

(ウ) 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 医療活動を実施するための体制整備

武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防署と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

(イ) 医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し、派遣する。

また、避難住民等に対する医療の提供及び助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努める。

救護班の緊急輸送については、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

(ウ) 医療活動の実施

区域内の民間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国及び指定公共機関に被災地・避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

(エ) 医薬品等の確保

医薬品等の不足が生じたときは、道に医薬品の確保について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する場合には、安全の確保に十分注意しつつ、道警察や消防機関等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

オ 埋葬及び火葬

遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配を実施する。

また、道・道警察及び他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）における埋葬及び

火葬の手續きに係る特例（厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条及び第14条の特例）が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續きに従い埋葬及び火葬に関する事務を実施する。

カ 電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供に当たっては、聴覚障害者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、アの「(ウ)応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

ク 学用品の給与

道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具及び通学用品をいう。）を喪失又は損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

ケ 遺体の捜索及び処理

(ア) 遺体の捜索

遺体の捜索について、道警察、消防機関、自衛隊と連携して実施する。

(イ) 遺体の処理

捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で、社会混乱のため、その遺族が処置が処置を行えない場合または遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一時保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。

コ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

避難の指示が解除された後または武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、または与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行う。

4. 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

町は、核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

5. 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

町長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を町長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。

この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手續きの下に行う。

ア 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取

り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の
売渡しの要請

イ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

ウ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

エ 医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所及び期間その他必要事項を明示）

オ 緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の立入検査）

カ 救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

正当な理由がないにもかかわらず、その所有者がアの措置に応じない場合、特定物資の収用

キ 正当な理由がないにも関わらず、その所有者若しくは占有者がアの措置に応じない場合、またはその所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者の同意を得ないで当該土地等の使用

ク 正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者がエに応じない場合、医療の指示

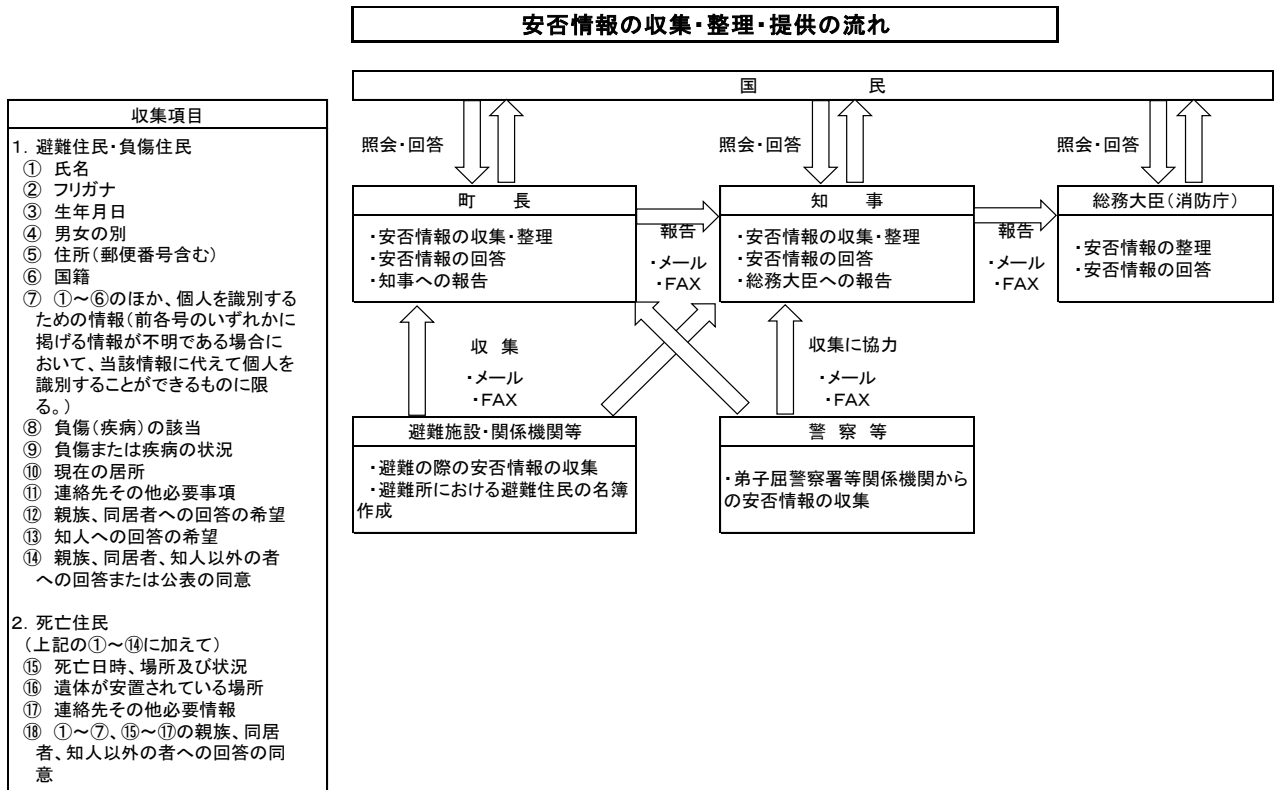
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

町長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、または医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1. 安否情報システムの利用

町は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

2. 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する小中学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

3. 道に対する報告

町は、道への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

4. 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

ウ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会しようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5. 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

町長は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や道等の関係機関と協力して、当該町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずるほか、必要により自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や安全の確保のための措置を講ずる。

2. 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

消防署員・団員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

(2) 知事への報告

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防署員・団員及び警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に報告する。

3. 生活関連等施設の安全確保

町長は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることにかんがみ、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町長は、町対策本部を設置した場合には、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

町長は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、警察等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。この場合において、町長は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

町長は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、生活関連等施設の安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当

該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合において、安全確保のために必要な措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時十分に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。

4. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事から指示があった場合には、町長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次のアからウの措置を講ずべきことを命ずる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

エ 既存の法令に基づく措置とアからウの措置との対応関係は「別表」のとおり。

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事から指示があった場合には、町長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【別表】

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法第2条第7項の危険物 (同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。)	消防法第11条第1項第1号の消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（2以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び1の消防本部等所在市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	消防法第12条の3	○	○
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。)	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は前条第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うもの	○	○	○
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第45条		
	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			

	<p>火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。</p> <p>火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。</p>			
<p>高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条の高圧ガス（同法第 3 条第 1 項各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法（昭和 42 年法律第 149 号）第 6 条の液化石油ガス販売事業者若しくは同法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。</p> <p>第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第 6 条の液化石油ガス販売事業者、同法第 37 条の 4 第 3 項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。</p> <p>高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。</p>	高圧ガス保安法第 39 条		
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 44 条第 1 項の毒薬及び同条第 2 項の劇薬（同法第 46 条第 1 項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）</p>	<p>厚生労働大臣（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 80 条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所持するもの）</p>		○	○
<p>備考 1. この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 8 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p>2. 自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、都道府県公安委員会が命ずることのできる措置である。</p>				

第2 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、汚染の拡大を防止する必要があると認めるときは警戒区域を設定する。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防機関、道警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び道との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が生じた場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

町は、避難住民等（輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、避難退域時検査の場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。

町長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び飲食物の摂取制限等の措置について、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に準じて行うものとする。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を実施させる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を実施させる。

(5) 町長及び弟子屈消防署の権限

町長又は弟子屈消防署の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

法第108条第1項	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限

		<ul style="list-style-type: none"> ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	遺体	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄
5号	建物	<ul style="list-style-type: none"> ・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	<ul style="list-style-type: none"> ・交通の制限 ・交通の遮断

町長又は弟子屈消防署は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長又は関係消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や道から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 事前措置

武力攻撃災害が発生するおそれがあり、武力攻撃災害の拡大を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、これらを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対し、被害拡大を防止するため必要な限度において、知事が当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずることがある。これらの措置を行う場合は、知事は事前に町長に通知することとなっている。

2. 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

敵のゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、道の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、町長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

退避の指示（一例）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。○ 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△避難所へ退避すること。 |
|---|

(2) 屋内退避の指示

町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何らの防護手段もなく移動するよりも、屋外の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、消防のスピーカ、緊急速報メール、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 町長は、知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等についての情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び道からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、道警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、町長は、必要に応じて道警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動をさせるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3. 警報区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるもの。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なる。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に、道警察、消防機関等を配置して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

4. 応急公用負担等

(1) 町長の事前措置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

5. 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、道警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町長は、当該市（町村）の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、都道府県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市（町村）長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 町長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び道対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を

提供するとともに、警察との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、町長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 被災地以外の市（町村）長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 町長、消防署長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町長は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集

ア 町長は、電話、北海道総合行政情報ネットワーク、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 町は、情報収集に当たっては消防機関、道警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

(2) 被災情報の報告等

ア 町は、被災情報の収集に当たっては、道に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。（第2編第1章第4の3(4)参照）

イ 町は、第一報を道に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道に対して指定された時間に報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による巡回健康相談、指導等を実施する。この際、努めて健康相談窓口を設置して、避難先地域の衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等を防止するため、道と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を道と連携し実施する。

2. 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

3. 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 町の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、道教育委員会から武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を受けた場合には、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

- イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を道教育委員会に連絡する。
- (2) 特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の施行
- 町の区域に存する特別史跡名勝天然記念物に関し、道教育委員会から特別史跡名勝天然記念物の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、道と連携して速やかに当該措置の施行に当たる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1. 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために道等の関係機関が実施する措置に協力する。

2. 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際に、必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害に応じて実施する。

3. 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路及び施設等の管理者として町は、当該公共的施設を適切に管理する。

4. 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、指定地方公共機関であるLPガス事業者はガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、同じく運送事業者は旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を、病院その他の医療機関は医療を確保するために必要な措置を、それぞれに講ずるものとする。

第11章 交通規制

町は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ、迅速に実施されるよう、警察に対し必要な交通規制を依頼することとする。

(1) 交通状況の把握

町は、関係機関及び住民からの情報を得るとともに、警察と共同して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、町は道路管理者及び警察と共同して、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は道公安委員会が確認を行う。知事からその権限の委譲を受けた場合は、この要領に基づき措置する。

(4) 交通規制等の周知徹底

知事が交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア 放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するための放置車両の撤去は、警察の権限において行うものとする。

イ 障害物の除去

緊急交通路の障害物の除去については、警察、道路管理者、消防機関及び自衛隊等が協力して状況に応じて必要な措置をとる。

第12章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 特殊標章等の意義

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2. 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章（下記のとおり、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）



（白地に赤十字）



（白地に赤新月）



（白地に赤のライオン及び太陽）

※ ただし、白地に赤十字が一般的であり、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。

また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

イ 信号

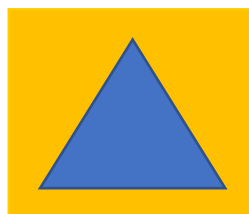
第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



(2) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



(3) 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（ひな型）

 (この証明書を発給する国及び当局の名を記載するための余白) 	身長・・・	眼の色	頭髪の色
	その他の特徴又は情報 武器		
身分証明書 文民保護の要員用			
氏名			
生年月日(又は年齢) 識別のための番号がある場合にはその番号			
この証明書の所持者は次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。			
発給年月日…………… 証明書番号…………… <div style="text-align: right;">発給当局の署名</div> 有効期間の満了日……………			
印章		所持者の署名若しくは拇印又はその双方	
所持者の写真			

(様式 横74ミリメートル、縦105ミリメートル)

3. 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

町長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市町村特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考。）。

(1) 町長

- ア 町の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防長

- ア 消防署の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- エ 消防団長及び消防団員

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、道及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、武力攻撃災害により自らが管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 道に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、道に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2. 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、飛行場施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を道に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって道と連携して実施する。

(2) 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、道と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2. 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い損害補償を行う。

3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、道の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、道に対して損失の請求を行う。ただし、町の責めに帰すべき理由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1. 緊急対処事態への対処

町国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第6章2に掲げるとおりである。

町は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

資 料 編

資料1 「弟子屈町国民保護協議会条例（平成18年3月10日）」

資料2 「指定公共機関及び指定地方行政機関」

資料3 関係機関の連絡先

資料4 物資の調達に関する応援協定書

- 1 自然災害及び武力攻撃事態等発生時における物資の調達に関する
応援協定書
- 2 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書
- 3 弟子屈町所管施設等における災害等時の支援に関する協定書（案）

資料5 指定避難施設

資料6 「弟子屈町国民保護対策本部及び弟子屈町緊急事態対策本部条例」

資料1 弟子屈町国民保護協議会条例（平成18年3月10日）

弟子屈町国民保護協議会条例

平成18年3月10日

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、弟子屈町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会長への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 「指定公共機関及び指定地方行政機関」

機関の名称	所在地
北海道放送株式会社	札幌市中央区北1条西5丁目
札幌テレビ放送株式会社	札幌市中央区北1条西8丁目1番地1
北海道テレビ放送株式会社	札幌市豊平区平岸4条13丁目10番17号
北海道文化放送株式会社	札幌市中央区北1条西14丁目
株式会社テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目
株式会社エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2丁目1番地
株式会社エフエム・ノースウエーブ	札幌市北区北7条西4丁目3番地1
北海道瓦斯株式会社	札幌市中央区北4条東5丁目373番地
一般社団法人北海道医師会	札幌市中央区大通西6丁目6番地
一般社団法人北海道歯科医師会	札幌市中央区北1条東9丁目11番地
公益社団法人北海道トラック協会	札幌市中央区南9条西1丁目1番10号
一般社団法人北海道バス協会	札幌市中央区北1条西19丁目2番地
一般社団法人北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸1条8丁目5番12号
旭川ガス株式会社	旭川市4条通16丁目左6号
釧路ガス株式会社	釧路市寿4丁目1番2号
室蘭ガス株式会社	室蘭市日の出町2丁目44番1号
帯広ガス株式会社	帯広市西9条南8丁目5番地
苫小牧ガス株式会社	苫小牧市末広町2丁目10番19号
滝川ガス株式会社	滝川市新町3丁目11番5号
岩見沢ガス株式会社	岩見沢市2条西16丁目1番地
美唄ガス株式会社	美唄市大通東1条南3丁目1番31号
ハートランドフェリー株式会社	札幌市中央区大通西8丁目2番
北日本海運株式会社	函館市浅野町5番22号
共栄運輸株式会社	函館市海岸町22番5号
津軽海峡フェリー株式会社	函館市港町3丁目19番2号
羽幌沿海フェリー株式会社	苫前郡羽幌町港町1丁目
株式会社北海道エアシステム	千歳市美々 新千歳空港ターミナルビル内
公益社団法人北海道看護協会	札幌市白石区本通16丁目北6番1号
一般社団法人北海道LPガス協会	札幌市白石区中央3条3丁目1番40号

資料3 関係機関の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	メールアドレス
釧路開発建設部 弟子屈道路事務所	庶務課	弟子屈町鈴蘭 4丁目4番1号	TEL 015-482-2327 FAX 015-482-1968	
陸上自衛隊 第27普通科連隊	第3科	釧路町別保 112番地	TEL 0154-40-2011 FAX 0154-40-2011	
自衛隊帯広地方 協力本部	総務課 企画班	帯広市西14条 南14丁目4番地	TEL 0155-23-2485 FAX	

【道の関係機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	メールアドレス
釧路総合振興局 (地域創生部)	地域 政策課	釧路市浦見2丁目 2番54号	TEL 0154-43-9144 FAX 0154-42-2166	
釧路総合振興局 (釧路建設管理部)	弟子屈 出張所	弟子屈町桜丘 3丁目4番10号	TEL 015-482-2147 FAX 015-482-2866	
釧路総合振興局 (保健環境部)	標茶地域 保健支所	標茶町常盤 8丁目1番地	TEL 015-485-2155 FAX 015-485-2156	
弟子屈警察署	警備係	弟子屈町中央 2丁目9番28号	TEL 015-482-2110 FAX 電話に同じ	

【町の関係機関（消防を含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	メールアドレス
弟子屈町（総務課）	防災情報係	弟子屈町中央 2丁目3番1号	TEL 015-482-2912 FAX 015-482-2696	
弟子屈町 (教育委員会)	管理課 総務係	弟子屈町中央 2丁目3番1号	TEL 015-482-2945 FAX 015-482-2696	
釧路北部消防事務組合	消防課	弟子屈町美里 3丁目8番1号	TEL 015-482-3276 FAX 015-482-1676	
釧路北部消防事務組合 弟子屈消防署	警防管理課	弟子屈町美里 3丁目8番1号	TEL 015-482-2073 FAX 015-482-4170	

【指定公共機関及び団体】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX	メールアドレス
北海道電力(株)送配電 カンパニー弟子屈 ネットワークセンター	お客様センター 課 長	弟子屈町朝日 1丁目7番11号	TEL 015-482-2019 FAX 015-482-1249	
J R 北海道摩周駅	駅 長	弟子屈町朝日 1丁目7番26号	TEL 015-482-2030 FAX 015-482-	
J A 摩周厚生病院	事務 長	弟子屈町泉 2丁目3番1号	TEL 015-482-2241 FAX 015-482-8222	
弟子屈町自治会 連 合 会	会 長 (環境生活課)	弟子屈町中央 2丁目3番1号	TEL 015-482-2934 FAX 015-482-2696	
弟子屈町商工会	会 長 (観光商工課)	弟子屈町中央 1丁目5番1号	TEL 015-482-2259 FAX 015-482-3331	
釧路地方石油業協同 組合弟子屈支部	会 長 (弟子屈エネセンター)	弟子屈町朝日 1丁目4番30号	TEL 015-482-2155 FAX 015-482-2361	

【関係市町村】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話 ・ F A X	メールアドレス
釧路市	防 災 危 機 管 理 課	釧路市黒金町 7丁目5番地	TEL 0154-23-5151 FAX 0154-23-5180	
釧路町	総 務 課 防 災 車 両 係	釧路町別保 1 丁 目 1 番 地	TEL 0154-62-2111 FAX 0154-62-2713	
厚岸町	総 務 課 危 機 対 策 係	厚岸町字真栄町 1条2番地1	TEL 0153-52-3131 FAX 0153-52-3138	
浜中町	防 災 対 策 室	浜中町霧多布村 東4条1丁目35番地1	TEL 0153-62-2111 FAX 0153-62-2229	
標茶町	総 務 課 交 通 防 災 係	標茶町川上 4丁目2番地	TEL 015-485-2111 FAX 015-485-4111	
鶴居村	総 務 課	鶴居村字鶴居 西1丁目1	TEL 0154-64-2111 FAX 0154-64-2577	
白糠町	地 域 防 災 課	白糠町西1条 南1丁目1-1	TEL 01547-2-2171 FAX 01547-2-4659	

資料4 物資の調達に関する応援協定書

《自然災害及び武力攻撃事態等発生時における物資の調達に関する応援協定書》

弟子屈町（以下「甲」という。）と弟子屈町商工会（以下「乙」という。）は、次のとおり自然災害及び武力攻撃事態等発生時（以下「災害」という。）における物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的及び要請）

第1条 甲は、災害における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は乙に物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の要請があったときは、乙の所属会員の範囲内において物資を優先的、かつ、速やかに調達し、これに応じるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとし、乙は甲に対し災害時において乙の可能な範囲で供給するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 寝具類
- (4) 食器類
- (5) 日用品
- (6) 応急活動における各資機材
- (7) その他甲が指定する物資（要請の方法）

第3条 第1条による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合は口頭で要請できるものとする。この場合、後日速やかに要請文書を乙へ渡すものとする。

（供給物資の価格）

第4条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定める。

（納入方法）

第5条 物資の納入場所は、甲乙協議して決定し、甲は当該納入場所に職員を派遣し物資を確認するものとする。

（車両優先通行の確保）

第6条 甲は、災害時において乙が物資を配送及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、供給された物資の代金を乙からの請求により速やかに支払うものとする。ただし、災害の規模や被災状況において支払事務が円滑に行えない場合は、支払等に関して乙と協議するものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、書面により甲又は乙から別段の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成19年2月22日

甲 弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町長
乙 弟子屈町中央1丁目5番1号
弟子屈町商工会長

《災害時における石油類燃料の供給に関する協定書》

弟子屈町（以下「甲」という。）と釧根地方石油業協同組合弟子屈支部（以下「乙」という。）は、地震、火山、風水害、暴風雪害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等による災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、甲が必要な石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において、甲は乙（及び乙の組合員（以下「乙等」という。））に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への（石油類）燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設（非常用発電機を含む）、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先提供
- (3) 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等

2 前項の要請は、「（石油類）燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲において支援を実施するものとする。

（報告手続き）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭又は電話で報告し、その後速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第5条 甲は乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。速やかに支払えないときは、甲と乙が協議して支払い期限を定める。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協力体制の構築）

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の組合員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は協定締結日から平成27年3月31日までとし、有効期間満了までに、甲又は乙から特別の意思表示がない時は、引き続き1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するために本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 弟子屈町
弟子屈町長 徳 永 哲 雄

乙 釧根地方石油業協同組合弟子屈支部
支 部 長 藤 田 文 明

《弟子屈町所管施設等における災害等時の支援に関する協定書》（案）

弟子屈町（以下「甲」という。）と弟子屈建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、火山、風水害、暴風雪害及びその他の大規模災害、又は武力攻撃事態等による災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、町民の生命、財産を守るために災害応急対策に係る実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等発生時において、甲の所管施設等の被害予防及び甲が所管する道路・河川・施設等（以下「施設等」という）の災害応急対策等を円滑に進め、被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援要請）

第2条 災害等発生時において、甲は乙及び乙の会員（以下「乙等」という。）に対して、次の各号について支援を要請することができるものとする。

- (1) 災害等発生時における施設等応急対策への支援
- (2) 町が主催する防災訓練等、地域防災活動への協力
- (3) 町の防災対策に必要な取組への協力

2 甲が乙に要請を行うにあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 業務の内容
- (3) 出動の場所
- (4) 資機材、人員等の種類・数量
- (5) 甲が応急措置に係る業務の実施について指示する者
- (6) その他、必要な事項

3 前項の要請は、「支援要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、直ちにその協会に加盟する会員に通知するとともに、やむを得ない事由がない限り可能な範囲において支援を実施するものとする。

（報告手続き）

第4条 乙は、第2条第1号の支援を行った場合には、口頭または電話で報告し、その後、出来る限り速やかに「支援実施報告書（別記第2号様式）」を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号の規定により乙等が要した材料費及び機材使用に要した燃料費等については、購入実価格とする。

2 第2条第1項第1号の規定により乙等が要した機材の役務費、人件費等の対価については、甲と乙等が協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。速やかに支払えないときは、甲と乙等が協議して支払い期限を定める。

（事故等）

第7条 乙等は、事故及びその他やむを得ぬ事由が発生してその業務を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲と乙等が協議して定めるものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は乙の会員が出勤の要請を受けて出勤したときは、会員と必要な契約を延滞なく締結するものとする。

(防災訓練)

第10条 甲及び乙は、相互の協力体制の充実・強化を図るために、必要に応じ、防災訓練を実施するものとする。

(協力体制の構築)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙は、乙等が保有する資機材の種類・保有状況を、「建設資機材等保有状況報告書(別記第3号様式)」により、甲に報告するものとする。

3 前記第1号の「事務担当者」及び第2号の「資機材の種類・保有状況」について、毎年3月末までに報告するものとし、大きな変更が生じたときは、その都度報告するものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとし、有効期間満了の30日前までに、甲または乙から特別な申し出がない時は、引き続き1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(細目協定)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結できるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するために、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町
町長 徳永 哲雄

乙 川上郡弟子屈町湯の島2丁目6番15号
弟子屈建設業協会
会長 辻谷 智之

資料5 指定避難施設

連番	対象施設	所在地 (弟子屈町以下)	連絡先 (015-)	その他		
				収容面積	収容可能人数	備考
1	町立弟子屈小学校校舎	中央2丁目1番1号	482-2044	4,612	90	避難収容施設
2	町立弟子屈小学校屋内体育館	中央2丁目1番1号	482-2044	1,180	270	避難収容施設
3	町立弟子屈小学校グラウンド	中央2丁目1番1号	482-2044	8,920	4,460	一時避難場所
4	町立川湯小学校校舎	川湯温泉4丁目15番10号	483-2041	1,668	140	避難収容施設
5	町立川湯小学校屋内体育館	川湯温泉4丁目15番10号	483-2041	660	160	避難収容施設
6	町立川湯小学校グラウンド	川湯温泉4丁目15番10号	483-2041	11,770	4,460	一時避難場所
7	町立美留和小学校屋内体育館	字美留和82番1	482-1097	520	130	避難収容施設
8	町立美留和小学校グラウンド	字美留和82番1	482-1097	8,640	4,320	一時避難場所
9	町立和琴小学校校舎	字屈斜路260番1	484-2061	1,070	130	避難収容施設
10	町立和琴小学校屋内体育館	字屈斜路260番1	484-2061	540	140	避難収容施設
11	町立和琴小学校グラウンド	字屈斜路260番1	484-2061	6,370	3,185	一時避難場所
12	町立奥春別小学校校舎	字鑑別274番1	482-4819	806	80	避難収容施設
13	町立奥春別小学校屋内体育館	字鑑別274番1	482-4819	460	130	避難収容施設
14	町立奥春別小学校グラウンド	字鑑別274番1	482-4819	6,090	3,045	一時避難場所
15	町立旧昭栄小学校屋内体育館	字熊牛原野27線東1番1	482-4007	480	130	避難収容施設
16	町立旧昭栄小学校グラウンド	字熊牛原野27線東1番1	482-4007	12,000	6,000	一時避難場所
17	町立弟子屈中学校校舎	美里1丁目3番1号	482-2071	3,838	230	避難収容施設
18	町立弟子屈中学校屋内体育館	美里1丁目3番1号	482-2071	1,093	240	避難収容施設
19	町立弟子屈中学校グラウンド	美里1丁目3番1号	482-2071	18,500	9,250	一時避難場所
20	町立川湯中学校校舎	川湯温泉7丁目3番11号	483-2337	1,675	100	避難収容施設
21	町立川湯中学校屋内体育館	川湯温泉7丁目3番11号	483-2337	620	180	避難収容施設
22	町立川湯中学校グラウンド	川湯温泉7丁目3番11号	483-2337	22,800	11,400	一時避難場所
23	摩周観光交流館 (道の駅建物)	湯の島3丁目5番5号	482-2500	890	90	避難収容施設
24	摩周観光交流館(駐車場)	湯の島3丁目5番5号	482-2500	8,821	4,411	一時避難場所
25	摩周観光文化センター (建物)	摩周3丁目3番1号	482-1811	6,080	900	避難収容施設
26	摩周観光文化センター (屋外)	摩周3丁目3番1号	482-1811	48,980	—	一時避難場所
27	北海道弟子屈高等学校校舎	高栄3丁目3番20号	482-2237	—	—	避難収容施設
28	北海道弟子屈高等学校 屋内体育館	高栄3丁目3番20号	482-2237	—	—	避難収容施設
29	北海道弟子屈高等学校 グラウンド	高栄3丁目3番20号	482-2237	—	—	一時避難場所

【備考】道の管理施設である弟子屈高校は、参考に記載した。

資料6 弟子屈町国民保護対策本部及び緊急事態対策本部条例（平成18年3月10日）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、弟子屈町国民保護対策本部及び弟子屈町緊急対処事態対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 弟子屈町国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、弟子屈町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総理する。

2 弟子屈町国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 弟子屈町国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

（会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 弟子屈町国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に弟子屈町国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、弟子屈町国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 前条の規定は、現地対策本部について準用する。

（本部長への委任）

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、弟子屈町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。